

第5条（本サービス利用料の返還）

第1項 採用決定者が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合による退職または契約する会社の就業規則に基づき解雇に至った場合は、株式会社WILL BEは契約する会社より受領した利用料をその退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に契約する会社へ返還するものとする。ただし、返金額については以下各号のとおり、退職日によって変動するものとする。

安心の利用料あります

入社日から起算し
1カ月以内の退職

80%

利用料

入社日から起算し
1カ月～2カ月以内の退職

50%

利用料

入社日から起算し
2カ月～3カ月以内の退職

20%

利用料

第2項 前項の定めにかかわらず、契約する会社の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。また、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合は契約する会社と株式会社WILL BE協議の上、決定するものとする。